

決算の状況

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

	平成20年度 (平成21年3月31日現在)	平成21年度 (平成22年3月31日現在)		平成20年度 (平成21年3月31日現在)	平成21年度 (平成22年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,109	1,174	貯金	826,301	843,570
預け金	454,385	479,966	当座貯金	8,302	6,285
系統預け金	454,106	477,624	普通貯金	2,508	2,503
系統外預け金	278	2,341	貯蓄貯金	75	133
買入金銭債権	—	4,946	通知貯金	200	200
金銭の信託	43,632	49,714	別段貯金	345	397
有価証券	240,302	247,189	定期貯金	814,855	834,034
国債	71,995	83,386	その他の貯金	14	16
地方債	3,170	3,271	借入金	13,167	14,372
金融債	100,309	101,863	代理業務勘定	50	641
社債	26,146	27,819	その他負債	3,270	3,107
外国証券	28,394	21,529	未払法人税等	7	488
株式	3,760	3,472	貯金利子諸税その他	12	11
受益証券	6,526	5,847	従業員預り金	33	31
貸出金	95,423	83,759	仮受金	458	523
手形貸付	722	3,904	その他の負債	998	1,030
証書貸付	64,871	54,936	未払費用	1,751	1,009
当座貸越	5,119	3,908	前受収益	4	2
金融機関貸付	24,710	21,010	未決済為替借	5	10
その他資産	2,022	2,104	諸引当金	1,461	1,730
従業員貸付金	14	12	相互援助積立金	995	1,289
差入保証金	2	2	賞与引当金	11	10
仮払金	136	49	退職給付引当金	385	348
その他の資産	250	582	役員退職慰労引当金	68	83
未収収益	1,529	1,208	繰延税金負債	—	445
未決済為替貸	89	249	債務保証	579	540
有形固定資産	1,153	1,136	負債の部合計	844,830	864,409
建物	129	122	(純資産の部)		
土地	956	956	出資金	21,760	26,449
その他有形固定資産	68	57	(うち後配出資金)	(13,774)	(18,463)
無形固定資産	1	1	回転出資金	952	977
その他無形固定資産	1	1	再評価積立金	1	1
外部出資	44,045	44,054	利益剰余金	19,962	20,668
系統出資	43,153	43,153	利益準備金	7,745	7,837
系統外出資	892	901	その他利益剰余金	12,217	12,831
繰延税金資産	1,994	—	電算対策積立金	1,300	1,300
債務保証見返	579	540	特別積立金	8,350	8,350
貸倒引当金	△817	△702	当期末処分剰余金	2,567	3,181
			(うち当期剰余金)	(457)	(1,148)
			会員資本合計	42,676	48,096
			その他有価証券評価差額金	△3,674	1,381
			評価・換算差額等合計	△3,674	1,381
			純資産の部合計	39,001	49,477
資産の部合計	883,831	913,886	負債及び純資産の部合計	883,831	913,886

■ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成20年度	平成21年度
	(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)	(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)
経常収益	12,920	11,976
資金運用収益	9,537	9,711
(うち貸出金利息)	(1,288)	(1,986)
(うち預金利息)	(5,445)	(4,897)
(うち有価証券利息配当金)	(2,799)	(2,815)
役務取引等収益	829	760
その他事業収益	1,809	783
その他経常収益	744	720
経常費用	12,314	10,181
資金調達費用	7,472	6,791
(うち貯金利息)	(7,422)	(6,517)
役務取引等費用	746	685
その他事業費用	1,330	382
経常費用	1,317	1,266
その他経常費用	1,447	1,055
経常利益	606	1,795
特別利益	3	7
特別損失	0	0
税引前当期利益	610	1,802
法人税、住民税及び事業税	6	497
法人税等調整額	146	156
当期剰余金	457	1,148
前期繰越剰余金	2,109	2,033
当期末処分剰余金	2,567	3,181

(注) (うち預金利息) には受取奨励金、受取特別配当金が、(うち貯金利息) には支払奨励金が含まれています。

■ 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成20年度	平成21年度
当期末処分剰余金	2,567	3,181
剰余金処分量	534	771
利益準備金	92	230
任意積立金	—	—
出資配当金	253	300
事業分量配当金	188	241
次期繰越剰余金	2,033	2,410

(注) 1. 普通出資金の配当率は 2.00% (平成20年度)、2.00% (平成21年度)

後配出資金の配当率は 1.00% (平成20年度)、1.00% (平成21年度) です。

(注) 2. 事業分量配当金の基準は次の通りです。

定期的貯金 (特別定期貯金、中途解約及び期間 1 年超の定期貯金を除く) の平均残高から同貯金の担保差入れ期間に対応する平均残高及び当座貸越の平均残高を控除した金額に対し 0.025% (平成20年度)、0.030% (平成21年度)。

【平成21年度 注記表】（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、取引はあるが期末には残高がない勘定科目は「-」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・ 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの……原価法（売却原価は移動平均法により算定）なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。

建物及び設備	定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は、建物が27年～50年、設備が6年～20年です。
動 産	定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は3年～15年です。
- (6) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法
（会計方針の変更）

一般貸倒引当金の計上については、これまで貸倒実績率により計上していましたが、より合理的な計上とするため、当期より貸倒実績率により算定した額と税法基準により算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額を計上するように変更しています。なお、この変更により経常利益並びに税引前当期純利益が、それぞれ184百万円減少しています。

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、取立不能見込額として債権額から直接減額した後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額（当期は税法基準を採用）を計上しております。

すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権等のうち、貸出金については債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額とし、債務保証の履行により取得した求償権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、債権額から直接減額しており、その金額70百万円です。

②退職給付引当金

退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

なお、当社は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号平成11年9月14日）により簡便法を採用しています。

③役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金については、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任慰労金支給内規」に基づき、当期末要支給見積額を計上しております。

④賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

(9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っています。

(10) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しております。

(11) 「農業協同組合法施行規則」（平成17年農林水産省令第27号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令」（農林水産省令第18号平成22年3月17日）により改正され、平成22年3月17日から施行されたことに伴い貸借対照表における固定資産の表示について、有形固定資産を内訳表示しております。

2 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は898百万円です。

- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、ATM、信用端末機、手形交換システム、紙幣整理機、電子計算機、複写機、車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	7百万円	8百万円	16百万円
オペレーティング・リース	9百万円	26百万円	35百万円

- (3) 担保に供している資産はありません。なお、内国為替決済保証金として預け金35,000百万円、先物取引証拠金の代用として有価証券1,044百万円を差し入れています。

- (4) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権・債務の額はありません。

- (5) 貸出金のうち、破綻先債権額は1百万円、延滞債権額は662百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

- (6) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

- (7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

- (8) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は664百万円です。

なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (9) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,715百万円であります。

- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金19,010百万円が含まれています。

- (11) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金14,372百万円です。

3 損益計算書に関する事項

- (1) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺して表示しています。相殺した金額は258百万円です。

4 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当会は、京都府を事業区域として、地元のJ A等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

J Aは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJ Aや農業に関連する企業・団体及び、府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として府内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

貸出金については、当期末残高のうち、36.12%は金融業・保険業に対するものであり、14.37%はリース業に対するものです。

有価証券については、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（売買目的およびその他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。なお、有価証券には、外国債券が21,529百万円ありますが、うち17,213百万円については、日本国債が担保となっている債券です。

長期借入金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJ Aから借り入れた期限付（永久）劣後特約付借入金です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上が認められているものです。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほか総務部リスク管理課により行われ、定期的にはリスク管理委員会や理事会に報告を行っており、また、与信管理の状況については、監査部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、総務部リスク管理課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

(a)金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

A L Mに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、A L M委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総務部リスク管理課において、V a rによる金利リスクの把握を行っており、月次ベースでリスク管理委員会に報告しているほか、金利感応度分析等によるモニタリング結果と併せ、四半期ベースで理事会に報告しています。

(b)為替リスクの管理

当会における為替の変動リスクについては、投資顧問付特金においてのみ行うこととしており、かつ先物によりリスクヘッジを行っています。

(c)価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。これらの情報は総務部リスク管理課を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、運用限度額・損失限度額の設定と、ミドル部門におけるモニタリングにより内部牽制を確立するとともに、モニタリング結果は、総務部リスク管理課を通じ理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、A L Mを通じて適時に資金管理を行うほか、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。また、「(7)金融商品の時価の算定方法」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず(7)に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	479,966	479,106	△859
買入金銭債権			
売買目的	—	—	—
満期保有目的	4,946	4,948	2
その他目的	—	—	—
有価証券に該当しないもの	—	—	—
金銭の信託			
運用目的	2,970	2,970	—
満期保有目的	46,000	47,617	1,617
その他目的	743	743	—
有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	58,998	60,078	1,080
その他有価証券	188,191	188,191	—
貸出金	83,772		
貸倒引当金	△702		
貸倒引当金控除後	83,070	83,553	483
資 産 計	864,887	867,211	2,324
貯 金	843,570	842,197	△1,373
借入金	14,372	14,353	△18
負 債 計	857,942	856,550	△1,391

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上その他資産に計上している従業員貸付金12百万円を含めています。

(6) 金融商品の時価の算定方法

【資 産】

①預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額を、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金

を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金については全て変動金利であり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

- (7) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は「外部出資」勘定中の株式であり、(5)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資

44,054百万円

- (注)1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

(8) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	479,966 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
買入金銭債権						
満期保有目的	4,946 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
その他目的のうち満期があるもの	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
有価証券						
満期保有目的	8,460 百万円	10,905 百万円	10,409 百万円	11,063 百万円	10,484 百万円	7,674 百万円
その他有価証券のうち満期があるもの	9,498 百万円	14,774 百万円	18,799 百万円	17,413 百万円	11,362 百万円	104,628 百万円
貸出金	21,786 百万円	8,919 百万円	13,296 百万円	7,098 百万円	4,430 百万円	28,078 百万円
合計	524,658 百万円	34,599 百万円	42,506 百万円	35,575 百万円	26,277 百万円	140,380 百万円

- (注)1. 貸出金のうち、当座貸越5,335百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後付ローン19,010百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等149百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(9) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	843,485 百万円	25 百万円	60 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
借入金	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	14,372 百万円
合計	843,385 百万円	25 百万円	60 百万円	- 百万円	- 百万円	14,372 百万円

- (注)1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金12,409百万円については、「5年超」に含めています。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託が含まれています。以下(3)まで同様です。

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	548 百万円	570 百万円	21 百万円
	地 方 債	2,008 百万円	2,055 百万円	46 百万円
	金 融 債	45,200 百万円	46,006 百万円	806 百万円
	社 債	600 百万円	602 百万円	1 百万円
	外 国 証 券	7,000 百万円	7,214 百万円	214 百万円
	買入金銭債権	4,946 百万円	4,948 百万円	2 百万円
	小 計	60,304 百万円	61,396 百万円	1,092 百万円
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
	地 方 債	239 百万円	238 百万円	△0 百万円
	金 融 債	3,400 百万円	3,391 百万円	△8 百万円
	社 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
	外 国 証 券	— 百万円	— 百万円	— 百万円
	買入金銭債権	— 百万円	— 百万円	— 百万円
	小 計	3,639 百万円	3,630 百万円	△9 百万円
合 計	63,944 百万円	65,026 百万円	1,082 百万円	

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得価額又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	60,468 百万円	62,650 百万円	2,181 百万円
	地 方 債	999 百万円	1,022 百万円	22 百万円
	金 融 債	50,227 百万円	51,167 百万円	940 百万円
	社 債	24,678 百万円	25,162 百万円	483 百万円
	外 国 証 券	11,210 百万円	11,436 百万円	225 百万円
	株 式	698 百万円	961 百万円	263 百万円
	受 益 証 券	— 百万円	— 百万円	— 百万円
小 計	148,283 百万円	152,400 百万円	4,117 百万円	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	20,238 百万円	20,187 百万円	△51 百万円
	地 方 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
	金 融 債	2,100 百万円	2,095 百万円	△4 百万円
	社 債	2,122 百万円	2,056 百万円	△66 百万円
	外 国 証 券	3,208 百万円	3,092 百万円	△116 百万円
	株 式	2,991 百万円	2,510 百万円	△480 百万円
	受 益 証 券	7,070 百万円	5,847 百万円	△1,222 百万円
小 計	37,732 百万円	35,791 百万円	△1,941 百万円	
合 計	186,015 百万円	188,191 百万円	2,175 百万円	

(注)1. 上記評価差額金から繰延税金負債672百万円を差し引いた金額1,502百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

③有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号平成20年10月28日)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当期末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられる銘柄については、経営者による合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額による評

価を行っています。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が3,225百万円増加、「繰延税金負債」が1,005百万円増加、「その他有価証券評価差額金」が2,219百万円増加しています。

なお、変動利付国債の合理的な見積もりによる価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回りおよび同利回りのボラティリティが主な価格決定変数です。

④その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落し、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しています。

当期における減損処理額は、161百万円（うち、外国証券:94百万円、株式:67百万円）です。

なお、減損処理にあたっては、当期末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
債 券	131,008百万円	775百万円	一百万円
株 式	2,001百万円	25百万円	160百万円
その他（ETF）	1,053百万円	一百万円	342百万円
合 計	134,063百万円	800百万円	503百万円

(4) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

①運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	2,970百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	一百万円

②満期保有目的金銭の信託

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	46,000百万円	47,617百万円	1,617百万円
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	一百万円	一百万円	一百万円
合 計	46,000百万円	47,617百万円	1,617百万円

③その他の金銭信託

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	一百万円	一百万円	一百万円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	920百万円	743百万円	△176百万円
合 計	920百万円	743百万円	△176百万円

(注) 1. 上記評価差額合計に繰延税金資産54百万円を加えた金額△121百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

6 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行なっています。

②退職給付債務の額

退職給付債務	△348百万円
退職給付引当金	△348百万円

(財) 京都府農林漁業団体職員共済会積立金の額 134百万円

③退職給付費用の内訳

勤務費用	24百万円
職員共済会掛金	10百万円
退職給付費用	35百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっています。

また、存続組合より示され平成22年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、137百万円となっています。

7 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

	当年度
繰延税金資産	
未払事業税	31百万円
賞与引当金超過額	3百万円
減価償却超過額	19百万円
貸倒引当金超過額	185百万円
退職給付引当金超過額	103百万円
役員退職慰労引当金超過額	26百万円
相互援助積立金超過額	401百万円
有価証券有税償却額	35百万円
その他	1百万円
繰延税金資産小計	808百万円
評価性引当金	△635百万円
繰延税金資産合計(A)	172百万円

繰延税金負債

其他有価証券評価差額金	△618百万円
繰延税金負債合計(B)	△618百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△445百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 31.18%

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目	0.48%
事業分量配当金	△4.17%
住民税均等割等	0.23%
評価性引当額の増減	8.53%
その他	0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.30%

【平成20年度 注記表】（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 重要な会計方針に関する事項

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。また、取引はあるが期末には残高がない勘定科目は「-」で表示しております。

(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）

・その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

（追加情報）

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第25号平成20年10月28日）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当期末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、経営者による合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が3,118百万円増加、「繰延税金資産」が972百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が2,146百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的な見積もりによる価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュフローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回りおよび同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

(4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。

(5) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。

建物及び設備 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は、建物が27年～50年、設備が6年～20年です。

動産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年～15年です。

(6) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

(7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。

(8) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の評価および償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、取立不能見込額として債権額から直接減額した後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。

すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権等のうち、貸出金については債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額とし、債務保証の履行により取得した求償権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、債権額から直接減額しており、その金額（累計）は167百万円です。

②退職給付引当金

退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

なお、当会は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針」により簡便法を採用しています。

③役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金については、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任慰労金支給内規」に基づき、当期末要支給見積額を計上しています。

なお、役員退職慰労金については、従来その必要額を全国農協役員共済会に積み立て、支出時の費用として処理していましたが、今期より「役員退任慰労金支給内規」に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金に計上し、共済会の積立金をその他資産に計上することに変更しています。この変更により、従来の方法によった場合と比較して、資産が71百万円、負債額が68百万円増加しています。

④賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しています。

(9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っています。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

なお、該当するリース資産はありません。

- (10) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しています。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は881百万円です。

- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、ATM、信用端末機、手形交換システム、紙幣整理機、電子計算機、複写機、車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	12百万円	17百万円	29百万円
オペレーティング・リース	4百万円	12百万円	16百万円

- (3) 担保に供している資産はありません。なお、内国為替決済保証金として預け金35,000百万円、先物取引証拠金の代用として有価証券1,022百万円を差し入れています。

- (4) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権・債務の額ははありません。

- (5) 貸出金のうち、破綻先債権額は201百万円、延滞債権額は1,080百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

- (6) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額ははありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

- (7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

- (8) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,281百万円です。
 なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (9) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,923百万円であります。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金19,010百万円が含まれています。
- (11) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,167百万円です。

3 損益計算書に関する事項

- (1) 特に注記すべきものはありません。

4 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価評価

有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
国 債	548百万円	566百万円	17百万円	17百万円	-百万円
地 方 債	2,153百万円	2,180百万円	26百万円	28百万円	2百万円
金 融 債	44,440百万円	44,580百万円	180百万円	215百万円	34百万円
社 債	603百万円	604百万円	1百万円	1百万円	-百万円
外 国 証 券	7,000百万円	6,761百万円	△238百万円	-百万円	238百万円
合 計	54,705百万円	54,692百万円	△12百万円	262百万円	275百万円

- (注) 1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。
 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

②その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	評 価 差 額	うち益	うち損
国 債	70,721百万円	71,446百万円	725百万円	1,028百万円	302百万円
地 方 債	999百万円	1,016百万円	17百万円	17百万円	-百万円
金 融 債	55,723百万円	55,909百万円	186百万円	221百万円	34百万円
社 債	25,831百万円	25,543百万円	△287百万円	68百万円	356百万円
外 国 証 券	22,313百万円	21,394百万円	△919百万円	3百万円	922百万円
株 式	5,349百万円	3,760百万円	△1,589百万円	71百万円	1,661百万円
受 益 証 券	9,739百万円	6,526百万円	△3,213百万円	-百万円	3,213百万円
合 計	190,677百万円	185,596百万円	△5,081百万円	1,409百万円	6,491百万円

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 3. 上記評価差額に繰延税金資産1,584百万円を加えた金額3,496百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

③有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価を行っておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第25号平成20年10月28日）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当期末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、経営者による合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が3,118百万円増加、「繰延税金資産」が972百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が2,146百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的な見積もりによる価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算出しており、国債の利回りおよび同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

④その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当期における減損処理額は、1,145百万円（うち、外国証券:954百万円、株式:135百万円、受益証券:55百万円）であります。

なお、減損処理にあたっては、当期末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

売却額	売却益	売却損
147,992百万円	1,370百万円	817百万円

(4) 時価のない有価証券は「外部出資」勘定中の株式であり、その貸借対照表計上額は、次のとおりです。

内 容	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	26百万円

(5) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	16,423 百万円	109,075 百万円	54,990 百万円	49,526 百万円
国 債	－ 百万円	548 百万円	28,921 百万円	42,525 百万円
地 方 債	139 百万円	2,341 百万円	688 百万円	－ 百万円
金 融 債	14,194 百万円	86,115 百万円	－ 百万円	－ 百万円
社 債	1,789 百万円	17,506 百万円	6,850 百万円	－ 百万円
外 国 証 券	299 百万円	2,563 百万円	18,530 百万円	7,000 百万円
そ の 他	240 百万円	586 百万円	571 百万円	－ 百万円
合 計	16,663 百万円	109,661 百万円	55,562 百万円	49,526 百万円

(6) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

運用目的の金銭の信託	
貸借対照表計上額	2,963 百万円
当期の損益に含まれた評価差額	- 百万円
満期保有目的金銭の信託	
貸借対照表計上額	40,000 百万円
時 価	40,866 百万円
差 額	866 百万円
うち益	899 百万円
うち損	32 百万円
その他の金銭の信託	
取得原価	928 百万円
貸借対照表計上額	669 百万円
評価差額	△ 258 百万円
うち益	- 百万円
うち損	258 百万円

- (注) 1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。
 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
 3. 上記の評価差額に繰延税金資産 80 百万円を加えた金額 177 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

5 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(平成 10 年 6 月 16 日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行なっています。

②退職給付債務の額

退職給付債務	△ 385 百万円
退職給付引当金	△ 385 百万円

(財) 京都府農林漁業団体職員共済会積立金の額 152 百万円

③退職給付費用の内訳

勤務費用	26 百万円
職員共済会掛金	9 百万円
退職給付費用	36 百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7百万円となっています。

また、存続組合より示され平成21年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、142百万円となっています。

6 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

	当年度
繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	166百万円
賞与引当金超過額	3百万円
退職給付引当金超過額	112百万円
役員退職慰労引当金超過額	21百万円
相互援助積立金超過額	310百万円
有価証券有税償却額	14百万円
税務上の繰越欠損金	159百万円
その他	22百万円
その他有価証券評価差額金	1,664百万円
繰延税金資産小計	2,476百万円
評価性引当金	△482百万円
繰延税金資産合計(A)	1,994百万円
繰延税金負債	
その他有価証券	△1百万円
繰延税金負債合計(B)	△1百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	1,994百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 31.18%

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目	1.55%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 6.09%
事業分量配当金	△ 9.65%
住民税均等割等	0.85%
評価性引当額の増減	7.19%
その他	0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.08%

法定実効税率については、平成 20 年 10 月 1 日以降開始する事業年度から適用される地方法人特別税を含めて算出しておりますが、当年度の繰延税金資産および法人税等調整額に与える影響は軽微であります。

代表者の確認書

■財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての確認

確認書

私は平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しております。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

- 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- 業務の実施部署から独立した内部監査部門である監査部が、内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については監査部から理事会等に適切に報告されております。
- 重要な経営情報については理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成22年6月30日

京都府信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 井尻 稔 

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分計算書を指しています。